

## 4.2 特定粉じん排出等作業実施届出書の提出

関係規程：法第18条の17第1～3項 / 法施行令第10条の2 / 法施行規則第10条の4第1～2項、第13条第1項・第4項、第13条の2～第13条の5 / 条例第53条 / 条例施行規則第29条 / 国マニュアル「2.2.9」、  
「4.5.1～4.5.2」

届出対象特定工事の発注者（又は自主施工者）は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、札幌市長へ特定粉じん排出等作業実施届出書を提出する必要があります。



対象作業	レベル1～2建材に係る特定粉じん排出等作業 <sup>※1</sup>
提出期限	レベル1～2建材に係る特定粉じん排出等作業を開始する日 <sup>※2</sup> の14日前まで <sup>※3</sup>
提出先	札幌市環境局環境対策課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所12階 電話：011-211-2882 E-Mail：kankyo_taisaku@city.sapporo.jp
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 紙で提出 正副2部を上記提出先へ持参又は郵送<sup>※4</sup>してください。</li> <li>● 電子メールで提出<sup>※5</sup> 届出書と添付書類の電子ファイルを上記メールアドレスへ送信<sup>※4</sup>してください。</li> </ul>

※1 アスベスト含有建材に直接触れない作業であっても、当該作業によってアスベストが飛散するおそれのあるものについては、特定粉じん排出等作業実施届出書を提出してください。

同一の建築物又は同一の工場若しくは事業場において行われる複数の特定粉じん排出等作業については、1つの届出書によって提出できます。

※2 解体等工事の開始日ではなく、アスベスト含有建材の除去等のために作業場の隔離養生等を開始する日

※3 特定粉じん排出等作業実施届出書の審査が終了した後、やむを得ず届出書の内容を変更する必要がある場合は、事前に札幌市環境局環境対策課に相談してください。なお、除去範囲等の重要な事項を変更する場合は、新たな届出書の提出が必要になる場合があります。

※4 各日の閉庁時間（平日の17時15分～23時59分、土日祝日及び年末年始）に届いた場合は、翌開庁日が届出書の受付日となります。

※5 メールの内容によってはスパムメール等と認識され、札幌市が受信できない場合がありますので、電子メールで提出される場合は、必ずメール送信後に電話等で受信確認の連絡をしてください。  
なお、札幌市が受信できる電子メールの添付ファイル容量の上限は1通あたり4MBとなります。

届出様式	法施行規則の「様式第3の5」に添付書類を添付します。	
届出内容 「様式第3の5」 に記入します	●発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
	●届出対象特定工事の場所	
	●特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積	
	●特定粉じん排出等作業の種類	
	●特定粉じん排出等作業の実施の期間	
	●特定粉じん排出等作業の方法	
	●特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法（作業場を負圧隔離する方法等）により行わないときは、その理由	
	●特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所	
添付書類	●下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	
	●特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況	
	○付近の状況がわかる周辺地図	
	○建築物等、事前調査結果、廃石綿等の一時保管場所を示す配置図	
	○特定建築材料の使用箇所を示す図面	
	○隔離養生、セキュリティゾーン、集じん・排気装置とその排気口の設置位置を示す図面	
	●特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	
	○隔離養生等の敷設方法	
	○負圧・除じん装置の点検方法	
	○特定建築材料の湿潤化・除去方法	
	○その他、作業基準を遵守することがわかる具体的な工程	
	●施工管理組織図（発注者（担当者の氏名含む）、元請業者（特別管理産業廃棄物管理責任者 <sup>※6</sup> の氏名含む）、下請負人、特定粉じん濃度測定の実験業者、廃石綿等の収集運搬業者・最終処分先、それらの連絡先を示すもの）	
	●特定粉じん濃度測定の測定方法を記載した書面及びその測定箇所を示す図面	
	●使用予定の機器及び資材の数量の一覧を記載した書面	
	●特定粉じん等（廃石綿等）の処理方法を記載した書面	
●積算書（以下の根拠を示すもの）		
○特定建築材料の使用面積		○プラスチックシートの必要数
○薬液の必要数		○集じん・排気装置の必要台数
●使用する薬液、集じん・排気装置の排気能力がわかるカタログ等		
●特定建築材料の状態がわかる写真等（封じ込め・囲い込みを行う場合のみ）		

※6 特定工事の元請業者（又は自主施工者）は、廃棄物処理法に基づき、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する必要があります。また、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置又は変更した場合は、「特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更報告書」を札幌市環境局事業廃棄物課（電話：011-211-2927）へ提出する必要があります。

様式第3の5

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

〒  
届出者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	(届出対象特定工事の名称)		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名			
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業(次項又は5の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業(件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日	※整理番号	
	至 年 月 日	※受理年月日	
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	m <sup>2</sup>		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要 建築物(耐火・準耐火・その他) 延べ面積 m <sup>2</sup> (階建) その他工作物	※備考	
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		

- 備考
- 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。
  - 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。
  - ※印の欄には、記載しないこと。
  - 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙

## 特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置	除去・囲い込み・封じ込め・その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
集じん・排気装置 機種・型式・設置数	
排気能力 ( $\text{m}^3/\text{min}$ )	(1時間当たり換気回数 回)
使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
使用する資材及びその種類	
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	

- 備考
- 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
  - 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
  - 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
  - 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 ( $\text{m}^3$ ) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

…必ず添付書類とともに提出してください。

## 注意！

## ● 不備のある届出書

必要事項が記載されていない届出書や添付書類が不足した届出書は、受付ができない場合があります。

## ● 内容が不明瞭な届出書

作業工程の説明が不十分、計算誤りのある積算書、根拠が不明な数値があるなどの届出書は、工事関係者の誤認に繋がるだけでなく、審査にも時間を要することとなります。

正確かつ明瞭な内容とするよう努めてください。

